

令和4年度社会福祉法人指導監査（特別監査）について

- 1 対象法人
社会福祉法人三矢会（さんしかい）
（広島市安佐南区伴東三丁目）
- 2 実地監査実施日
令和4年7月6日
- 3 指摘事項
下記「文書指摘事項」のとおり。（令和4年7月29日通知）
- 4 改善措置報告書提出日
令和4年8月25日

文書指摘事項

1 不正貸付及びガバナンス上の問題点

改善を必要とする事項	是正改善方策	法人からの改善報告
<p>介護給付費等の給付費については、貸付けにより法人外に流出させることが禁止されているが、法人は、理事長に100万円並びに職員2名に400万円及び90万円の計590万円の無利息貸付を行っている。</p> <p>また、理事及び職員に対する貸付けは、社会福祉法で禁止されている「特別の利益供与」に当たるところ、法人は、理事長及び職員2名に貸付けを行っていることから、「特別の利益供与の禁止」に抵触し、違法である。</p> <p>なお、法人が職員に対して貸付けを行うことについては、法人内で周知されておらず、特定の者のために貸し付けられたものと考えられる。</p> <p>さらに、職員2名に対する貸付けは、月々の返済を要する貸付けであるが、理事長に対する貸付けは、月々の返済を要しない退職時一括返済であり、制度運用としては不平等なものとなっている。</p> <p>（社会福祉法第27条、「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（平成18年10月18日付け厚生労働省障害保健福祉部長通知）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・違法な支出により法人に損害を与えていることから、利息を付して、法人に返還すること。 ・特定の職員のみを優遇する制度を作らないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・違法な支出により法人に損害を与えていることから、前理事長が、令和4年6月13日に未返済の元金を法人に返還し、利息は、令和4年7月7日に返納いたしました。 ・特定の職員のみを優遇する制度と捉えられるので、令和4年6月9日に廃止いたしました。
<p>理事長は、法人から100万円の貸付けを受けているが、法人の代表者である理事長が法人と金銭消費貸借契約を締結することは、利益相反取引（自己取引）に当たるものであり、法人の利益を犠牲にして自己の利益を図るおそれがあることから、重要な事実を開示して理事会の承認を受けなければならないこととなっている。</p> <p>しかし、理事長は、理事会の利益相反取引の承認を得ずに、無利息で法人から貸付けを受けている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利益相反取引を行う場合は、あらかじめ、重要な事実を開示して理事会の承認を受けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、利益相反取引を行う場合は、あらかじめ、重要な事実を開示して理事会の承認を受けます。

<p>なお、自己取引によって法人に損害が生じたときは、自己取引を行った者（本件では理事長）は、社会福祉法の規定によりその任務を怠ったものと推定される。</p> <p>（社会福祉法第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第2号、社会福祉法第45条の20第3項第1号）</p>		
<p>定款細則では、理事長が専決できる事項を規定しているが、同細則には、貸付けに関する事項は規定されておらず、理事長は、専決することができないにもかかわらず、権限をゆ越して決裁を行っている。</p> <p>（社会福祉法人三矢会定款第26条、社会福祉法人三矢会定款細則第4条第2項、別表2）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長は、専決事項の範囲を越えて決裁しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後理事長は、専決事項の範囲を越えて決裁いたしません。
<p>定款では、理事長が専決した場合は、理事会に報告することとされているが、理事会への報告を怠っている。</p> <p>（社会福祉法人三矢会定款第26条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長が専決したときは、定款に定めるところにより、理事会に報告すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、理事長が専決したときは、定款に定めるところにより、理事会に報告します。
<p>組織規程では、事務局長及び事務部長は必置とされ、課長又は担当課長については必要に応じて事務局に配置することとされているが、事務局長、事務部長及び庶務課長が空席となっている。</p> <p>これにより、貸付けの決裁では、理事長と主事のみ押印となっているものがあり、理事長の一存で支出がされることとなり、チェック機能が働いていない。</p> <p>また、経理規程では、会計責任者は出納職員を監督することとされているが、会計責任者と出納職員が同一の職員であり、ガバナンス上の問題がある。</p> <p>（社会福祉法人三矢会組織規程第7条第1項、別表第2、社会福祉法人三矢会経理規程第8条第6項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織規程で必要な職員を配置し、内部管理体制を整備し、決裁過程で、各職位がチェックできるようにすること。 ・会計責任者と出納職員は、別の職員とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年9月8日に理事会を経て、令和4年10月1日人事異動に伴い、組織規程で必要な職員を配置し、内部管理体制を整備し決裁過程で、各職位がチェックできるようにいたします。 ・併せて、会計責任者と出納職員は、別の職員といたします。
<p>本件貸付の勘定科目は、福利厚生費となっているが、不適切な仕訳である。また、貸付金の場合、財産目録に記載し、金額、目的等を表示する必要があるが、財産目録を作成していない。</p> <p>令和4年6月9日開催の理事会においても、監事から意図的に隠したと指摘されているところであるが、適切な会計処理をし、財務における透明性を向上させる必要がある。</p> <p>（社会福祉法人会計基準第2条第2号、第31条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人会計基準に従い、適切に会計処理をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、社会福祉法人会計基準に従い、適切に会計処理をおこないます。

2 パワーハラスメント

改善を必要とする事項	是正改善方策	法人からの改善報告
<p>理事長の職員に対するパワーハラスメントがあると思料される。</p> <p>監査指導課職員 5 人及び障害自立支援課職員が、定期監査の際に、理事長が三矢会職員の面前で三矢会職員を罵倒したり、無能呼ばわりしたりする現場を目撃しているほか、この度の特別監査で園長等 8 人に対しヒアリングを実施したところ、半数を超える職員から次のうちいずれかのパワーハラスメントがあるとの申し出があった。</p> <p>なお、理事長は、パワーハラスメントを否定しているので、法人において必要性を検討した上で実態調査を行い、事実であれば再発防止策を講じる必要がある。</p> <p>(申し出のあった事項に係る設問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「蹴られたり、殴られたりしたこと、又は物を投げつけられたことがあるか。」 ・「他の職員の前で、無能扱いする言葉を受けたり叱責されたことがあるか。」 ・「人格を否定するような言葉を直接又は電子メール等で受けたことがあるか。」 ・「陰口を言われ、悪い噂を流されたことはあるか。」 ・「挨拶しても無視され、会話してくれなかったことはあるか。」 ・「誤った指示があったのに、始末書を書かされる等、理不尽な要求を受けたことはあるか。」 ・「一人ではできない量の仕事を押し付けられたり、ミスをしたときに、達成不可能なノルマを与えられたことがあるか。」 ・「気に入らない職員に対して、与えられる仕事の件数が他の職員よりも著しく少なかったことはあるか。」 ・「私的なことに過度に立ち入られたことはあるか。」 ・「その他パワハラと思った事はあるか。」 <p>(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広島労働局に対応を相談するとともに、必要に応じて実態調査を行い、再発防止策を講じること。なお、実態調査をする場合は、当事者である理事長を関与させないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前理事長が、令和 4 年 7 月 7 日に広島労働局雇用環境・均等室に赴き相談し、令和 4 年 7 月 29 日に指導官が訪れ、「ハラスメント対策について」前理事長にヒアリングを行いました。 令和 4 年 8 月 4 日付で規定に違反する事項について指導書が届き、これに伴う講ずべき是正措置を、令和 4 年 9 月 2 日までに広島労働局に報告します。 <p style="text-align: right;">*令和 4 年 9 月 1 日に、広島労働局に報告済み</p>

3 過去の指摘事項の改善拒否

改善を必要とする事項	是正改善方策	法人からの改善報告
<p>令和3年11月の定期監査において口頭指導した事項のうち、火災報知設備（住所を消防署に通報する仕組み）の違反及び育児介護休業等規程改正漏れについて、理事長が改善を拒否したため、この度の特別監査において、改善状況を確認した。</p> <p>育児介護休業等規程は、改正済みであったが、火災報知設備については、未改修であった。</p> <p>なお、理事長が火災報知設備の改修を拒否した理由は、住居表示で住所が変わったのは市の責任で、改修に費用がかかるというものであった。</p> <p>（消防法第17条第1項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 万一火災が発生した場合、人命に関わるため、早急に、消防設備について、改修すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 万一火災が発生した場合、人命に関わるため、早急に、消防設備について、改修をおこないます。 <p>改修予定は、令和4年9月中としています。</p>

4 監査妨害

改善を必要とする事項	是正改善方策	法人からの改善報告
<p>1の不正貸付に関し、貸付制度創設時の経緯を確認するため、当時の事務部長及び庶務課長ヒアリングの日程調整を理事長に依頼したところ、3回にわたり日程調整を拒否したため、所轄庁から直接当時の事務部長にヒアリングの日程調整をした。</p> <p>3日後に、調整拒否の撤回の連絡が理事長からあったが、事務部長については出席依頼済みであった。</p> <p>上記の調整拒否は、社会福祉法で過料の対象となる「検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。」に該当する悪質なものである。</p> <p>（社会福祉法第165条第12号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長に悪質な監査妨害がある。上記3件（不正貸付、パワーハラスメント及び指摘事項の改善拒否）の指摘事項を含め、社会福祉法人の理事長としての資質に問題がないか、理事会において、理事長の適格性について、審査を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前理事長に悪質な監査妨害がある。上記3件（不正貸付、パワーハラスメント及び指摘事項の改善拒否）の指摘事項を含め、社会福祉法人の理事長としての資質に問題がないか、理事会において、前理事長の適格性について、審査を令和4年8月4日に行い前理事長が辞任いたしました。
<p>特別監査前に、理事長から監査指導課に電話があり、「行き過ぎた監査があったら訴える」と脅しを掛けて来るがあった。</p> <p>過去の定期監査の際にも、監査中の職員に対し、「訴える」といった圧迫を掛けて来る事例を確認している。</p>		
<p>これまで定期監査において、監査を実施する職員に対し、大声で威圧的に接したり、怒鳴るなど、監査を行う職員を委縮させる行為があった。</p> <p>監査指導課の職員4人がこのような対応を受けたほか、障害自立支援課の監査担当職員も同様の経験をしている。</p>		

* 1～4の「改善を必要とする事項」の欄に記載している理事長は、令和4年8月4日まで在任